

## 健康保険組合連合会石川連合会健康企業宣言事業実施要領

### 1. 目的

企業が健康企業宣言を提出することにより、従業員や求職者、関連企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として、社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的とし、これの普及促進により加入者の健康増進や健康寿命の延伸を図る。

### 2. 対象

健康保険組合連合会石川連合会傘下の事業所

### 3. 「健康企業」の認定基準

(別紙) のとおり

認定基準については石川連合会事務局が年度ごと国の変更の有無を確認し、様式等変更があった場合は年度内の総会または理事会に諮り、翌年度の対応を決議する。健康保険組合は当該決議を周知徹底する。

### 4. 事業提携

本事業は石川県が行う「いしかわ健康経営宣言企業」認定制度と提携する。

### 5. 実施手順

#### (1) 「健康企業宣言書」等の提出

事業所において(様式1)「健康企業宣言書」(様式2)「健康企業宣言エントリーシート」を作成し、健康保険組合へ提出する。なお、健康保険組合が事業所の取り組み状況が既に健康企業の認定基準に該当すると認めた場合は、後記(4)成果の確認及び健康企業認定の申請についても同時に提出できるものとする。

健康保険組合は、(様式1)「健康企業宣言書」(様式2)「健康企業宣言エントリーシート」を健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。

事業所が同時に石川県の「いしかわ健康経営宣言企業」の認定を希望する場合は、(様式1~2)に加えて(様式4)「いしかわ健康経営宣言企業申込書」を健康保険組合を通じて健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。

健康保険組合連合会石川連合会は、(様式4)「いしかわ健康経営宣言企

業申込書」の内容を確認の上、(様式4)「いしかわ健康経営宣言企業申込書に(様式2)「健康企業宣言エントリーシート」の写しを添付して石川県へ提出する。

(2)「健康企業宣言証」の発行

健康保険組合連合会石川連合会は(様式5)「健康企業宣言証」を発行し、健康保険組合を通じて事業所へ交付する。

(3)健康づくりの実践

事業所に(様式5)「健康企業宣言証」が届いたら、(様式1)「健康企業宣言書」と共に事業所内に掲示し、健康づくりの取り組みを実践する。

(4)成果の確認及び健康企業認定の申請

事業所が(様式6)「健康企業宣言実施結果報告書」を健康保険組合へ提出し、健康保険組合が事業所の取り組み内容を確認する。健康企業の認定基準に該当すると認められた場合は、事業所が(様式3)「健康企業認定申請書」を作成し、健康保険組合へ提出する。健康保険組合は(様式6)「健康企業宣言実施結果報告書」と共に健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。

(5)「健康企業認定証」の発行

健康保険組合連合会石川連合会は(様式7)「健康企業認定証」を発行し、健康保険組合を通じて事業所へ交付する。

認定の期間は認定の日から認定した年度の末日までとする(1月以降に認定した事業所は、認定期間を翌年度末までとする。)

なお、後記6.実施結果報告書の提出の定めにより、(様式6)「健康企業宣言実施結果報告書」の提出があった場合は、認定期間を更新することができるものとする。

## 6. 実施結果報告書の提出

健康企業認定を受けた事業所は、毎年5月末までに前年度(4月1日から翌年の3月31日まで。)の取組について、(様式6)「健康企業宣言実施結果報告書」を1部作成し、健康保険組合を通じて健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。ただし、1月以降に認定された事業所は、当該年度の報告対象とはならない。

なお、健康保険組合連合会石川連合会を通じて石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定を受けた事業所は、(様式6)「健康企業宣言実施結果報告書」をさらに1部作成し、同時に2部を健康保険組合を通じて健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。健康保険組合連合会石川連合会

は、内容を確認の上、1部を石川県へ提出する。

7. 健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定と石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定の時期が異なる場合の取り扱い

健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定を既に受けた事業所が、石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定を希望する場合は、当該事業所が、(様式4)「いしかわ健康経営宣言企業申込書」を作成し、健康保険組合を通じて健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。

健康保険組合連合会石川連合会は内容を確認の上、当該申込書に(様式2)「健康企業宣言エントリーシート」(健康保険組合連合会石川連合会健康企業宣言事業申請時のもの)の写しを添付の上、石川県へ提出する。

8. 様式

様式1「健康企業宣言書」

様式2「健康企業宣言エントリーシート」

様式3「健康企業認定申請書」

様式4「いしかわ健康経営宣言企業 申込書」

様式5「健康企業宣言証」

様式6「健康企業宣言実施結果報告書」

様式7「健康企業認定証」

附則

この実施要領は、平成29年11月1日から適用する。

附則

この実施要領は、平成30年12月11日から適用する。

認定期間に関する経過措置

平成30年12月10日以前に健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定を受けた事業所の認定期間については、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から適用する。

認定期間に関する経過措置

平成30年12月10日以前に健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定を受けた事業所が、健康保険組合連合会石川連合会を通じて石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定を受けた場合の認定期間について

は、いしかわ健康経営宣言企業認定を受けた年度の末日までとする（1月以降にいしかわ健康経営宣言企業認定を受けた場合は、認定期間を翌年度末までとする。）。

なお、石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定を希望しない場合の認定期間は、なお従前の例によるものとし、認定期間が満了した時に、実施結果報告書の提出に関する経過措置により（様式6）「健康企業宣言実施結果報告書」の提出があった場合は、認定期間を当該年度の末日に更新することができるものとする（認定期間の満了が1月以降である場合は、認定期間の更新を翌年度末までとする。）。

#### 実施結果報告書の提出に関する経過措置

平成30年12月10日以前に健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定を受け、認定期間が3年間の事業所については、その認定期間が満了した日から2か月以内に（様式6）「健康企業宣言実施結果報告書」を健康保険組合を通じて健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。

#### 健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定と石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定の時期が異なる場合の取り扱いに関する経過措置

平成31年3月31日以前に健康保険組合連合会石川連合会健康企業認定を受けた事業所が、健康保険組合連合会石川連合会を通じて石川県のいしかわ健康経営宣言企業認定を希望する場合は、当該事業所が（様式4）「いしかわ健康経営宣言企業申込書」及び（様式6）「健康企業宣言実施結果報告書」を作成し、健康保険組合を通じて健康保険組合連合会石川連合会へ提出する。

健康保険組合連合会石川連合会は内容を確認の上、当該申込書に（様式2）「健康企業宣言エントリーシート」（健康保険組合連合会石川連合会健康企業宣言事業申請時のもの）の写しを添付の上、石川県へ提出する。

#### 附則

この実施要領は、令和4年7月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。